

横浜市技能文化会館指定管理者審査委員会の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市技能文化会館(以下「技能文化会館」という。)を管理運営する指定管理者の指定のため、横浜市技能文化会館の指定管理者の指定の手續に関する要綱(平成17年7月19日局長決裁)第4条に基づき設置する横浜市技能文化会館指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、技能文化会館の指定管理者の指定に関する次の事項を所掌する。

- (1) 公募要項に関すること。
- (2) 法人その他の団体から提出される事業計画書等の審査及び優秀提案者の選定に関すること。
- (3) その他技能文化会館の指定管理者の指定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査委員会は、技能職振興、雇用・就業施策等に関する有識者並びに学識経験者等から市民局長が委嘱した者をもって構成する。ただし、委員の辞職などにより審査に支障が生じたときは、市民局長は、新たな委員を委嘱することができるものとする。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委員の任期)

第5条 指定管理者の指定等について市民局長から委嘱された日から技能文化会館にかかる指定管理者が指定される日までとする。

(会議)

第6条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係人の出席)

第7条 委員長は、審査委員会において必要があると認めるときは、専門的事項に関し知識又は経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

(禁止事項)

第9条 委員は、直接間接を問わず、当該事案に参加してはならない。また、委員が当該事案に関する公募に参加したことが判明したときは、審査委員会は、委員が関与した事業者を選考対象外とする。

2 委員は、審査委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(会議の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(審査結果の公表等)

第11条 審査委員会における審査の経過及び結果は、指定管理者として選定した後、公表する。ただし、審査委員会は、審査の過程及び結果について、公表することが必要であると判断したときは、公表する事項及び時期などを決定し、公表することができる。

2 審査委員会は、事業者の選定過程にかかる公正性、透明性を確保するため、審査委員会の議事録を整備するものとする。

(庶務)

第12条 審査委員会の事務局は、市民局勤労福祉課に置く。

2 事務局員その他審査委員会に出席した者は、審査委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年7月19日から施行する。